



幼児教育・保育無償化の手続きについて

< 保育必要理由の認定ができる方が対象となります。(別紙1参照) >

教育時間のみの利用(14時までの利用) → 無償化の手続き必要 なし

預かり保育も利用(14時以降も利用) → 無償化の手続き必要 **あり**

⑨ 預かり保育料を無償化にするためには、事前に申請を行い、保育必要理由の認定を受ける必要があります。なお現在、無償化の認定を受けている方については、現況届で対応できます。

< 手続きに必要な書類 >

① 施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・3号) ※**児童につき1枚**

② 保育を必要とする理由を証明する書類 ※別紙2参照

※別紙2をご確認いただき、該当する書類を提出してください。

※児童の父母(または扶養義務者)分の書類が必要となります。

※保育施設現況届や無償化現況届を提出予定の方は保育必要理由の書類の併用が可能です。

きょうだい児がいる場合は一番下のお子様の書類に添付お願いします。



受付期間 令和5年10月2日(月)～ 令和5年10月16日(月) 8:30～17:15 【土日・祝日を除く】

受付場所 こども課(役場1階) 及び 各幼稚園

お問い合わせ先 南風原町役場 こども課 電話: 098-889-7028 (直通)

別紙1

<幼児教育・保育無償化の認定が受けられる方>

- 幼児教育・保育無償化の認定は保護者に下記の「保育を必要とする理由」がある場合に認定されます。
- また、0歳～2歳クラスの子どもは、住民税非課税世帯でかつ保育を必要とする理由がある場合に認定されます。

保護者の状況（保育を必要とする理由）		利用できる期間（認定期間）
①	就労（居宅外労働、居宅内労働）を常態としているとき ※月64時間以上就労していること	最長、就学前まで ※雇用期限がある場合はその翌月まで
②	妊娠中又は出産後間もないとき	産前2か月、産後3か月 (例) 出産予定日が9月10日の場合、「産前2か月」は7月1日、「産後3か月」は12月31日であるため、認定期間は7月1日～12月31日となります。
③	病気・けがや心身の障がいのため保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで ※診断書の「通院及び今後の療養見込み期間」
④	病気や心身に障がいのある同居親族を常時介護・看護しているとき ※常時介護・看護が必要であることが条件	介護・看護を必要としなくなるまで (同居親族に限る)
⑤	大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき ※月64時間以上通っていること	通学期間中
⑥	求職中 ※起業準備中を含む	3か月以内 ※認定期間内（3か月以内）に月64時間以上就労することを証明する書類を提出せずに認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、無償化の認定が取り消されます。
⑦	震災・風水害・火災その他の復旧にあたっているとき	必要な期間
⑧	育児休業	お生まれになった下の子が、 <u>1歳になる月</u> 末まで。ただし、下の子が認可保育所に入所出来ずに待機児童となった場合はその年度末まで。 (下の子は、 <u>1歳の誕生日月</u> までの入所を希望する申請が必要となります。申込みをせず待機児童とならない場合は休暇を延長したとしても、1歳になる月末で育児休業の認定は終了します。)
⑨	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
⑩	町長が認める上記に類する場合	必要な期間

※保育を必要とする理由を証明する書類に関しましては、裏面をご確認下さい。

保育を必要とする理由を証明する書類 <各種証明書類は申請日より3か月以内に証明されたものをご提出ください>

施設等利用給付認定に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出して下さい。

書類に不備・記入もれがある場合は、受付が出来ませんので、ご注意ください。

(提出した書類は返却できませんので、必要な方はコピー等をとって保管することをおすすめします)

保護者の状況	必要な書類
<p>○雇用されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 ・公務員 ・パート ・アルバイト ・派遣 ・臨時 ・非常勤 ・委託 ・内職 など <p>○自営業の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業本人 ・専従 <p>(内定を含む)</p>	<p>★ 【 就労証明書 】 機械で読み取りますので、南風原町指定の様式にて提出をお願いします。</p> <p>※ 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。</p> <p>※ 派遣社員の場合、派遣会社（派遣元）からの証明が必要となります。</p> <p>※ 自営業本人、または親族経営の会社で就労の場合は、その就労先（会社）の存在が証明できる書類の添付を下記のうち1つ提出して下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>■開業届 ■税申告書 ■営業許可証 ■青色事業専従者給与に関する届出書 ■給与明細書(直近3ヶ月分) ■貸金台帳 ■振込口座の通帳(名義と振込ページの写し) ■営業に伴う契約書・納品書・請求書・領収証</p> </div> <p>※ 特段の理由もなく、直近の就労実績と労働契約上の就労時間との差異(少ない)が見られる場合には、就労実績を基に就労先に確認をする場合があります。</p> <p>※ 記載内容について不明な場合は、就労先にお問い合わせをする場合があります。</p> <p>※ 就労状況を確認するため、直近3か月分のタイムカードまたは出勤簿の写し等の追加書類を求められることがあります。</p>
妊娠・出産	<p>妊婦健康診査受診票の写し 若しくは 産科医療補償制度 登録証の写し (妊婦健診受診後に医療機関が記載したもので、出産予定日と医療機関が確認できるもの。)</p>
疾病・障がい等	<p>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し、又は</p> <p>★ 【 診断書(現況) 】 (指定様式あり)</p>
介護・看護	<p>★ 【 看護(介護)状況申立書 】</p> <p>※ 上記申立書に加え、<u>看護・介護を受ける方の診断書(介護看護が必要と明記のもの)</u>等を必ず添付してください。また、<u>同居親族で常時介護が必要</u>であることが条件です。</p> <p>※ 添付書類はケアプラン等・障害者手帳等の写しでも可</p>
就学・訓練学校等	<p>★ 【 就学・訓練状況申告書(現況) 】</p> <p>学生証、受講証、時間割やカリキュラム等の写しを提出してください。</p>
求職中	<p>★ 【 求職活動状況申告書 】</p> <p>※ ハローワークを利用している方はハローワークカードの写しを貼付してください。</p>
災害	<p>災害を証明する書類 罹災証明書等</p>

●ひとり親世帯の場合は、・離婚日が記載されている戸籍謄本・児童扶養手当証書・母子父子家庭医療費受給者証等のいずれの写しを添付して下さい。

* ★は南風原町こども課指定様式です。南風原町ホームページからもダウンロードすることができます。

* 認可保育園や町立幼稚園にて現況届を提出予定の方は、保育必要理由の書類の併用が可能です。きょうだい児がいる場合には、一番下のお子様の書類に添付をお願いします。

* ご不明な点がございましたらお問い合わせください。 南風原町こども課 Ⅱ：098-889-7028(直通)